

平成 23 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

- 東企画第 02-138 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した「地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務
- 東経企画第 03-46 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「法人向け IP 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第 03-47 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「固定電話発着 IP 電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第 03-123 号（平成 16 年 1 月 28 日）により申請した「固定電話発着携帯電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第 04-9 号（平成 16 年 4 月 28 日）により申請した「集合住宅向け IP 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第 04-10 号（平成 16 年 4 月 28 日）により申請した「地方公共団体等に対する行政区域－異行政区域間におけるデータ伝送サービス」に係る業務
- 東経企営第 04-194 号（平成 16 年 11 月 9 日）により申請した「戸建て住宅向け IP 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企営第 06-100 号（平成 18 年 9 月 1 日）により申請した「地域 IP 網経由のエンドユーザ間 IP v 6 通信に係る料金設定」に係る業務
- 東経企営第 07-125 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 東経企営第 07-126 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用した IP 電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 東経企営第 07-127 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 東経企営第 11-28 号（平成 23 年 5 月 26 日）により申請した「次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供」に係る業務
- 東経企営第 11-164 号（平成 23 年 12 月 21 日）により届出した「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定」に係る業務

1. ネットワークのオープン化

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「I P 通信網県間区間伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1・2)

また、認可の際付された条件 1 に従い、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、平成 15 年 2 月に公表しているところですが、平成 23 年度においては、県間中継光ファイバの提供区間の追加を行い、その追加内容を公表しております。(添付資料 3)

○ホームページによる公表

平成 23 年 7 月 22 日：県間中継光ファイバの提供区間の追加に係る相互接続手続き等を公表 22 区間→29 区間

(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

本業務は他事業者との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「関門交換機接続ルーティング伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料 4・5)

なお、認可の際付された条件 1・2 に従い、以下の措置を講じております。

① 他事業者設備のコロケーション手続きとの同等性の確保

本サービスの提供に用いるメディアコンバータ等の設置については、他事業者設備のコロケーション手続きと同等の手続きを実施することとしております。

なお、その旨は接続約款にも定めております。(添付資料 6)

② 既存の番号ポータビリティの仕組みの活用

利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、他事業者に提供している既存の番号ポータビリティと同様、接続約款に定める一般番号ポータビリティの仕組みを用いて実施しております。(添付資料 7)

(3) 固定電話発着 050 I P 電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表して

おります。(添付資料4)

(4) 固定電話発一携帯電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者との相互接続により、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「加入者交換機能」、「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」、「加入者交換機回線対応部専用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料4・8)

(5) 地方公共団体等に対する行政区域一異行政区域間におけるデータ伝送サービス

本業務の実施にあたっては、今回新たに構築した県間伝送路はございません。

(6) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定

本業務は他事業者との相互接続により、既存の地域IP網を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料9)

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「関門交換機接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2・4・5・10)

次世代ネットワークにおけるIPv6インターネット接続については、他事業者に対して実現方式等に関する説明会を実施するとともに、提供機能に係る接続料等の規定を接続約款に定め公表しております。(添付資料10・11・12・13)

また、イーサネットサービスについては、他事業者からの要望を踏まえ、「イーサネットフレーム伝送機能」に係る接続料を設定するため、接続約款変更の認可申請を行い、平成22年6月に認可を受けております。(添付資料14・15)

(8) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2・10)

(9) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1・2・10)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

2. ネットワーク情報の開示

(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

地域IP網との接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料16)

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。(添付資料17)

(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

他事業者網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料18)

(3) 固定電話発着050IP電話着の県間伝送等料金設定

他事業者網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料18)

(4) 固定電話発着携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者網との接続に必要な中継系交換設備及び端末系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 18・19）

（５）地方公共団体等に対する行政区域－異行政区域間におけるデータ伝送サービス

データ伝送サービス等の接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、契約約款の規定に準じて取り扱うこととしています。（添付資料 20）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料 17）

（６）地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

他事業者網との接続に必要な収容局ルータのインターフェース条件については、サービス提供開始に際し、新たなインターフェース条件について接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 21）

（７）次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要なインターフェース条件を、接続約款（技術的条件集）ならびに I P 通信網サービス、音声利用 I P 通信網サービス及び L A N 型通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。（添付資料 22・23・24）

（８）次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要なインターフェース条件を、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 22）

（９）インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要なインターフェース条件を、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 16・22）

3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当該業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者からの新たな要望はありませんでした。

なお、従来より当社の保有する光ファイバ及びコロケーションに関する情報開示を実施しております。(添付資料 25)

4. 営業面でのファイアーウォール

当社は従来から公正競争条件に十分配慮して事業活動を行ってきており、平成 23 年度においても以下のとおり実施しております。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。(添付資料 26、27)

また、電気通信事業法の改正（平成 23 年 11 月 30 日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成 24 年 6 月 29 日）に記載のとおり、システム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っており、その報告書の内容については公表されております。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。(添付資料 26)
 - i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID 管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。等

また、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあたっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導しております。

5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しております。（添付資料 28）

当該業務に関する平成 23 年度の収支状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

業務	営業収益	営業費用	営業利益
(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	4,620	1,365	3,254
(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定	8,500	5,754	2,746
(3) 固定電話発着 I P 電話着の県間伝送料金設定	524	408	116
(4) 固定電話発着 I P 電話着の県間伝送料金設定	1,451	559	892
(5) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定	1	49	▲48
(6) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定	2,261	3,700	▲1,438
(7) 次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定	7,137	9,431	▲2,294
(8) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定	1,248	1,725	▲477
(9) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定	0	72	▲72

なお、次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供は、当社の業務区域における I P v 6 アドレスを付与した回線相互間の I P 通信網内に終始する通信であるため、次世代ネットワークを利用したフレッツサービスに関する業務の収支とあわせております。

また、当該業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く）の合計額を上回るよう設定しております。

6. 関連事業者の公平な取扱い

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

平成 23 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料 1・2）

(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

I P 電話サービスの国際・東西間での接続における中継伝送路の提供事業者の再選定手続きについては、公正性・透明性に十分に留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

① 平成 23 年 12 月 22 日：募集開始

全国を業務エリアとする、指定番号 00XY もしくは 0091-N1N2 を持つ協定事業者様に対し、募集案内を送付。

② 平成 24 年 2 月 3 日：応募意思表示締切

国際 3 社、東西間 2 社からの意思表示あり。

③ 平成 24 年 3 月 5 日：選定結果通知

応募事業者様に対し選定結果を通知。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料 4・5）

(3) 固定電話発—050 I P 電話着の県間伝送料金設定

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料 4）

(4) 固定電話発—携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料 4・8）

(5) 地方公共団体等に対する行政区域—異行政区域間におけるデータ伝送サービス

平成 23 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(6) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

平成 23 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 9)

(7) 次世代ネットワークを利用したフレックスサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

次世代ネットワークを利用したフレックスサービス及び I P 電話サービス並びにイーサネットサービスの県間伝送路の提供事業者の再選定手続きについては、公正性・透明性に十分に留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

① 平成 23 年 12 月 22 日：募集開始

- ・ 県間役務を提供する登録電気通信事業者且つ相互接続協定事業者様に対し、募集案内を送付。

平成 24 年 2 月 3 日：応募意思表示締切

- ・ 3 社からの意思表示あり。

② 平成 24 年 3 月 5 日：選定結果通知

- ・ 応募事業者様に対し選定結果を通知

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2・4・5・10)

(8) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供については、次世代ネットワークを利用したフレックスサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2・4・5・10)

(9) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定

当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために他の電気通信事業者との合意に基づき、インターネット接続回線区間の提供事業者様の選定手続きについては、公正性・透明性に十分に留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

- (ア) 平成 23 年 11 月 21 日：募集開始
協定事業者様に対し、募集案内を送付。
- (イ) 平成 24 年 12 月 5 日：応募意思表示締切
5 社からの意思表示あり。
- (ウ) 平成 24 年 3 月 5 日：選定結果通知
応募事業者様に対し選定結果を通知
- なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2・4・5・10)

7. 利用状況

当該業務に関する平成 23 年度末における現在の契約数等の状況は以下のとおりです。

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

	フレッツ・オフィス ワイド 128	フレッツ・オフィス ワイド 1500	フレッツ・オフィス ワイド ATM
契約数	13	16	2

	フレッツ・オフィス ワイド イーサネット	フレッツ・オフィス ワイド ギガビットイーサ
契約数	205	25

	フレッツ・オンデマンド (サーバ共用型)						フレッツ・オンデマンド (サーバ持込型)		
	5GB	10GB	20GB	30GB	50GB	100GB	10Mbps	100Mbps	1Gbps
契約数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	フレッツ・ グループアクセス	フレッツ・ アクセスポート
契約数	74,220	193

	フレッツ・ ドットネット	フレッツ・ドットネット EX			
		ファーストイー サネット	ファーストイー サネットデュアル	ギガビットイーサ ネット	ギガビットイーサ ネットデュアル
契約数	23,900	5	0	8	2

	I P 通信網県間区間伝送機能		県間中継光ファイバの提供
契約数	55	芯線数	149

(注 1) フレッツ・オンデマンド (サーバ共用型・サーバ持込型)、フレッツ・グループアクセス、フレッツ・ドットネット、フレッツ・ドットネット EX、フレッツ・アクセスポートの各サービスについては、県内・県間利用の区

分はありません。

(注 2) フレッツ・オフィス ワイドの品目別の詳細については「添付資料 29」のとおりです。

(注 3) IP通信網県間伝送機能については、地域IP網と次世代ネットワークに接続する総数です。

(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	534, 059	26, 352	178

(3) 固定電話発着050 IP電話着の県間伝送料金設定

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	65, 213	3, 084	170

(4) 固定電話発着携帯電話着の県間伝送料金設定

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	43, 188	1, 659	138

(5) 地方公共団体等に対する行政区域-異行政区域間におけるデータ伝送サービス

	ビジネスイーサタイプ SWL	ビジネスイーサタイプ S
契約数	1	1

(6) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定

	フレッツ・ドットネットナンバー
契約数	3, 152

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定

	フレッツ・VPNゲート	フレッツ・VPNワイド
契約数	111	72, 866

	フレッツ・キャスト	
	ベストエフォート型	帯域確保型
契約数	15	0

	地上デジタル放送 IP 再送信事業者向けサービス	
契約数	10	

	フレッツ・ソフト配信サービス	
契約数	36	

	フレッツマーケット	
	配信者プラン	利用者プラン
契約数	185	29,282

	フレッツジョイント	
契約数	1	

(注) フレッツ・VPNゲート、フレッツVPNワイド、フレッツ・キャスト、地上デジタル放送 IP 再送信事業者向けサービス、フレッツ・ソフト配信サービス、フレッツマーケットの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(8) 次世代ネットワークを利用した IP 電話サービスの県間役務提供・料金設定

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	493,732	21,042	153

(9) イーサネットワークサービスの県間役務提供・料金設定

	ビジネスイーサワイド
回線数	28,444

(注) ビジネスイーサワイドについては、県内通信のみを行う回線数も含んでいます。

(10) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

	フレッツv6オプション
契約数	2,446

(11) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定

	フレッツ・ミルエネ
契約数	1,570

以上

添付資料一覧

添付資料No.	資 料 項 目	
1	「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
2	「IP通信網県間区間伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
3	「県間中継光ファイバ設備に関する情報」(区間追加情報)	Pdf
4	「中継交換機能」「中継交換機回線対応部専用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
5	「閉門交換機接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
6	「コロケーション」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
7	「一般番号ポータビリティ」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
8	「加入者交換機能」、「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」、「加入者交換機回線対応部専用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
9	「特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
10	「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
11-①	「NGNにおけるIPv6インターネット接続サービスの実現方式について」事業者説明会資料	※
11-②	「NGNにおけるIPv6インターネット接続機能の提供に係る接続約款変更の認可申請について」事業者説明会資料	※
12-①	「次世代ネットワーク(NGN)における IPv6 インターネット接続機能の提供に係る接続約款変更の認可申請について」NTT東日本ニュースリリース	Pdf
12-②	次世代ネットワーク(NGN)における IPv6 インターネット接続機能の提供に係る契約約款の一部改正(新旧対照表)	Pdf
13-①	「IPv6インターネット接続トンネル方式係わるご説明」ISP事業者説明資料	※
13-②	「<1>IPv6インターネット接続トンネル方式の概要について」ISP事業者説明資料	※
13-③	「<2>IPv6インターネット接続トンネル方式の費用・手続について」ISP事業者説明資料	※
13-④	「<3>IPv6インターネット接続トンネル方式の技術条件について」ISP事業者説明資料	※
14	「イーサネットフレーム伝送機能等の接続料金の認可申請について」NTT東日本ニュースリリース	Pdf
15	イーサネットフレーム伝送機能等の接続料金に関する契約約款の一部改正(新旧対照表)	Pdf
16	「地域IP網との接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf

17	「県間中継光ファイバとの接続に必要なインタフェース条件」接続協定規定(抜粋)	Pdf
18	「他事業者網との接続に必要な中継交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
19	「他事業者網との接続に必要な加入者交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
20	LAN型通信網サービスの基本的な技術的事項(LAN型通信網サービス契約約款抜粋)	Pdf
21	「他事業者網との接続に必要な特別中継局ルータ接続インタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
22	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)(IP通信網)	Pdf
23	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)(LAN型通信網)	Pdf
24-①	IP通信網サービスに係る技術参考資料	Pdf
24-②	音声利用IP通信網サービスに係る技術参考資料	Pdf
24-③	LAN型通信網サービスに係る技術参考資料	Pdf
25	光ファイバ、コロケーションに関する情報開示の対応状況	Pdf
26	社員用マニュアル「公正競争遵守の徹底に向けて」	※
27	「接続関連情報に関する規程」	※
28	費用(収益)項目別一覧	※
29	フレッツ・オフィス ワイド契約状況(品目別詳細)	Pdf